うしおだ診療所　通所リハビリテーション　運営規定

公益財団法人横浜勤労者福祉協会
うしおだ診療所
指定通所リハビリテーション事業

<事業の目的>

第1条　公益財団法人横浜勤労者福祉協会を母体とする、うしおだ診療所が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために、人員及び運営規定に関する事項を定め、事業所の職員が要支援または要介護状態にある高齢者に対して、適正な通所リハビリテーションサービス（以下「通所リハサービス」）を行うことを目的とする。

＜運営方針＞

第2条　　要介護者が居宅において日常生活を営むため、介護保険法の理念に基づき(介護予防)通所リハサービスに適切利用できるように運営する。また、居宅サービス計画に基づき、居宅介護支援事業者から通所リハサービスの提供依頼があった場合には、遅延なく提供できるように支援する。

＜事業所の名称等＞

第3条　　指定通所リハビリテーションを行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1.名　称　　うしおだ診療所　1410104513
2.所在地　　横浜市鶴見区本町通 1 丁目 16-1
3.利用定員　　1 単位目　　15 名
介護予防通所リハビリテーションと合わせて 15 名とする。
2 単位目　　15 名
介護予防通所リハビリテーションと合わせて 15 名とする

＜職員の職種・職員数等＞

第4条　職員の職種、及び業務内容は次の通りとする。

1. 医師 1 名（常勤）
利用者に対してリハビリテーションの指示・健康管理及び療養上の指導を行う。
2. 理学療法士 1 名（常勤）・作業療法士 2 名（常勤）
リハビリテーションプログラムを作成するとともに介護業務を行う。
3. 看護職 1 名(非常勤)　介護職 5 名（常勤 1 名　非常勤 4 名）
利用者の生活全般にわたる介護業務を行う。
4. 運転手 4 名（非常勤）
利用者の送迎時の運転業務を行う。
5. 管理者 1 名（うしおだ診療所の管理者を兼ねる）
事業従事者の労務管理、通所リハビリサービスの申し込みに関わる調整、業務の実施状況などの

把握等を行い、事業が遅延なく行われ利用者の利益が守られるように管理する。利用者へのサービス提供の場面などで生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う。管理者の責務の範疇にて事業所の範囲において兼務が可能となる。

＜営業日及び営業時間＞

第5条　　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1.　　営業時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

2.　　営業日、サービス提供時間

（1）1・2 単位目

営業日：月曜日から土曜日とする。

ただし、国民の休日及び祝日、メーデー（5 月 1 日）、年末年始(12/29-1-3)を除く。

サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 10 分とする。

＜通所リハサービスの提供方法＞

第6条　事業の提供方法は次の通りとする。

1. 要介護者からサービス利用の申し込みがあった場合、利用者の要介護認定の確認を行うとともに、通所リハビリテーションの適性を確認する。
2. 利用者やその家族に対して、認定された要介護度で利用した場合の利用料などを明示し、利用者了解のもとでサービス計画を作成する。
3. 利用申込者が要介護認定未申請であれば、本人の承認のもとに区役所担当課へ連絡する。
4. サービス提供が決定したら、利用者を管理している指定居宅介護支援事業者と連携をとり、サービス開始時期。提供頻度。曜日、時間等具体的な報告を行う。
5. 通所リハサービスの提供にあたっては、利用者やその家族に対し、サービス提供方法や費用徴収等について、分かりやすく説明し同意を得る。

＜事故発生時の対応＞

サービス提供によって事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況やその際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

＜通所リハサービスの内容＞

第 7 条

（1）バイタルチェック
（2）全体運動
（3）リハビリテーションプログラム
（4）集団リハ
（5）自主トレ
（6）その他、サービス計画の記載されたもの

＜利用料等＞

第８条　通所リハサービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示上の額とする。利用者の本人負担は１割又は２割又は３割負担とする。

1. おむつ代として、リハビリパンツ M100 円・L 150 円　尿取りパット 50 円を徴収する。
2. 事業者は通所リハビリの内容及び費用について利用者とその家族に説明を行い、利用者の同意を得る。
3. 利用料などについて、支払いが困難と管理者が認めた場合は、減額または免除をする事ができる。
4. 通所リハサービスの利用料が支払いを受けた場合には、当該利用料の額等を記載した証明書を利用者に対して交付する。

＜事業の実施地域＞

第 9 条　通常事業の実地地域は、横浜市鶴見区の一部とする。

＜サービス提供の留意事項＞

第 10 条　利用者には、通所リハサービスを受ける際には、利用日・時間帯を厳守する等サービス提供が適正に行われる様に協力を依頼する。

＜非常災害対策＞

第 11 条　非常災害に備えて、消防計画、風水被害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等について責任者を定め、年 2 回定期的な避難・救出、その他必要な訓練を行うものとする。

＜苦情処理＞

第 12 条

1. 通所リハビリの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した介護予防指定通所リハビリに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

＜虐待防止に関する事項＞

第 13 条　事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の発生またはその再発を防止するための措置
(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める)
2. 苦情処理体制の整備
3. その他　虐待防止のための必要な措置

＜個人情報の保護＞

第 14 条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。
3. テレワークの扱いに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこととする。

＜身体的拘束などの適正化＞

第１５条　身体的拘束などの適正化のための措置(委員会の開催など、指針の整備、研修の定期的な実施)を行う。

＜業務継続計画の策定＞

第１６条　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を行う。

第１７条　うしおだ診療所は、事業従事者の質的向上を図りために、研修の機会を設ける、また、常に業務体制を整備する。

1.採用時研修：採用後２ヶ月
　継続研修　：毎年　年４回

2.職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3.職員であったものは、職員でなくなった後においても、利用者及び家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4.事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

5.この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、公益財団法人横浜勤労者福祉協会との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

事業所はカスタマーハラスメントに対し、措置を講じており、適切に対応致します。

附則　　この規程は、平成３０年０９月３０日から施行する。

平成１６年１１月１日作成
平成 18 年 04 月 1 日改訂
平成 24 年 05 月 1 日改訂
平成 26 年 05 月 1 日改訂
平成 27 年 09 月 1 日改訂

平成 30 年 04 月 1 日改訂
平成 30 年 09 月 30 日改訂
令和 3 年 3 月 31 日改訂
令和 5 年 4 月 30 日改訂
令和 5 年 5 月 31 日改訂
令和 6 年 5 月 31 日改訂
令和 7 年 2 月 1 日改訂
令和 8 年 9 月 28 日改訂